

鹿教高第380号
鹿教特第1079号
令和6年2月6日
(高校教育課・特別支援教育課扱い)

各県立学校長 殿

教 育 長

令和6年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり、総務部男女共同参画局長から依頼がありました。については、「郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動」の推進と併せて、青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備について効果的な推進が図られるよう、生徒及び職員への周知をお願いします。

<問合せ先>

高校教育課学校教育生徒指導班
(担当：奥田、落)
電 話：099-286-5532
E-mail：seitosidou@pref.kagoshima.lg.jp
※ 本文書の文書管理表上の分類記号「E-3-0」(教育相談総括)

特別支援教育課特別支援学校係
(担当：福山)
電 話：099-286-5296
E-mail：t-tokkou@pref.kagoshima.lg.jp
※ 本文書の分類基準表上の分類記号「E-3-0」(教育相談総括)



令和6年1月29日

(青少年男女共同参画課扱い)

鹿児島県教育委員会教育長 殿

鹿児島県総務部男女共同参画局長

令和6年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について（依頼）

本県の青少年健全育成の取組につきましては、かねてから御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記の件について、こども家庭庁から別添のとおり依頼がありました。つきましては、「郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動」の推進と併せて、青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備について効果的な推進が図られますようお願いいたします。

【問合せ先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県総務部男女共同参画局

青少年男女共同参画課青少年企画係 中村

TEL：099-286-2554 FAX：099-286-5541

E-mail：youth-k@pref.kagoshima.lg.jp



こ成安第4号-3
令和6年1月23日

各都道府県・指定都市青少年行政主管部局長 殿

こども家庭庁成育局安全対策課長

令和6年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」（2月～5月）について

平素から青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、こども家庭庁を始めとする関係省庁（警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省）では、別紙のとおり、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、官民協力して実施することといたしました。

こども家庭庁では、令和6年1月23日付けで関係省庁と連名で、一般社団法人全国高等学校PTA連合会及び公益社団法人日本PTA全国協議会に対して、依頼文を発出いたしました。

加えてこども家庭庁では、青少年育成団体や事業者団体に対しても依頼文を発出し、各種啓発活動も実施することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、本取組の趣旨を踏まえ、管下の関係部局（課）及び管内市区町村、関係団体等に本取組を周知するとともに、教育委員会、警察、総務省総合通信局、PTAその他関係機関・団体や関係事業者等と連携し、下記の事項について御理解をいただき、参考資料も御活用いただきつつ、卒業・進学・進級前後の各校PTAのオンラインを含む関係会合の開催や広報紙の配布等により、青少年によるインターネットの適切な利用に向けた啓発活動に取り組んでいただきますようお願ひいたします。

記

1 ペアレンタルコントロール（保護者による管理）による対応の推進

SNS等のインターネット利用が拡大するにつれ、利用者の急速な低年齢化や長時間利用に伴う問題、高額課金トラブル、自画撮り画像配信等の情報「発信」を契機とするトラブル、青少年の犯罪被害、誹謗中傷や偽・誤情報の投稿・拡散等が生じています。

このような中、保護者は、ペアレンタルコントロール（青少年の置かれている環境や青少年のライフサイクルを見通してその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること）が求められます。例えば、スマートフォンやタブレット（以下、「スマートフォン等」という。）のペアレンタルコントロ

ール機能、下記2のフィルタリング、下記3の家庭内ルールなどを積極的に活用し、端末やアプリの利用時間、課金、青少年有害情報の閲覧の制限等を行うことが重要です。また、ペアレンタルコントロールを実施していない家庭や、保護者がペアレンタルコントロールに関心を持っていない家庭に対する重点的な啓発が必要です。

さらに、インターネットの利用環境は急速に変化することから、それに合わせた保護者の意識向上がより重要になります。

2 効果的なフィルタリングの利用

保護者は、携帯電話事業者の提供するフィルタリングサービスの設定が容易化されていることやカスタマイズ機能の整備が進んでいることを踏まえ、青少年の発達段階に応じて、積極的にフィルタリングを活用することが求められます。保護者のスマートフォン等を、低年齢層を含む青少年に使用させる場合は、保護者のスマートフォン等においても、フィルタリングの利用を検討していただきたいと思います。

なお、青少年インターネット環境整備法に基づき、携帯電話会社（いわゆる格安スマートフォン会社（MVNO）も含む。）と契約代理店には、携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、次の義務が課せられていますので、保護者においても、よく説明を聞き、フィルタリングの利用を検討することが重要です。

- ・契約締結者又は携帯電話端末の使用者が青少年（18歳未満）であるか確認すること。
- ・契約締結者が青少年である場合には当該青少年に対して、携帯電話端末の使用者が青少年であり契約締結者が保護者である場合には保護者に対して、青少年が青少年有害情報を閲覧する可能性がある旨並びにフィルタリング及びその有効化措置（携帯電話事業者が提供するあんしんフィルター等のフィルタリングソフトやスクリーンタイム、ファミリーリンク等のOS事業者が提供する機能の設定）の必要性と内容を説明すること。
- ・通信サービス及び端末をセット販売している場合には、フィルタリングの有効化措置を講じること。

3 話し合いによる家庭内ルールづくりの促進

青少年にスマートフォン等を持たせる、あるいは保護者のスマートフォン等を使用させる場合は、低年齢のうちから、スマートフォン等の不適切な利用によるリスクについて家庭で話し合い、正しい生活習慣づくりやインターネットを正しく利用するための家庭内ルールを作ることが求められます。

ルールづくりにおいては、インターネットの学習利用等が増えていることも踏まえつつ、青少年の発達段階、インターネットに関する知識、コミュニケーション能力等に応じたものとなるよう留意し、成長・能力向上に伴い定期的に見直すとともに、青少年自身に対して、インターネットの使い方について考え

る機会を提供することが重要です。

4 インターネットを適切に活用する能力の向上促進

インターネットは、前記のような危険性がある一方で、適切に使うことにより便利で豊かな生活を送ることができるものであることから、未来を担う青少年は、自分で考え、インターネットを適切に活用できる能力を身に付けることが重要です。

そのため、各学校、地域団体等と連携し、卒業式、終業式、始業式、入学式、保護者会等の場を活用し、期間中にオンラインを含む説明会の機会を設けるなどにより、スマートフォン等の安全・安心な利用に関し、青少年や保護者の意識及び知識を高めるための取組を重点的に行なうことが求められます。

また、GIGA 端末（1人1台端末）については、家庭への持ち帰りに起因する問題への対応として、利用時間に関するものなど、学校で整備されたものを含む家庭での端末の利用に関するルールづくりを促進することや、関係機関・団体等との連携により、学校だけではなく家庭や地域とともに理解促進の取組を推進することが重要です。

5 参考資料

資料 1 青少年インターネット環境整備法・関係法令

https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_torikumi_hourei/

資料 2 普及啓発リーフレット集【こども家庭庁】

<https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/leaflet>

資料 3 上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～【総務省】

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/

資料 4 インターネットトラブル事例集【総務省】

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/

資料 5 家庭で学ぶデジタル・シティズンシップ【総務省】

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/parent-teacher/digital_citizenship/

資料 6 インターネットとの向き合い方～ニセ・誤情報に騙されないために～【総務省】

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/nisegojouhou/

資料 7 #NoHeartNoSNS（ハートがなけりや SNS じゃない！）【総務省】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/no-heart-no-sns.html

資料 8 SNS 等での誹謗中傷対策【総務省】

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/sns/

資料 9 インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項【経済産業省】

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html

資料 10 インターネット利用を通じた子供の性被害防止に関するリーフレット【警察庁・文部科学省】

https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm

資料 11 インターネットによる人権侵害をなくしましょう【法務省】

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>

資料 12 子供の性被害対策【警察庁、こども家庭庁】

https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/index.html

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/>

資料 13 あなたは大丈夫？SNS での誹謗中傷 加害者にならないための心がけと被害に遭ったときの対処法とは？

【政府広報オンライン】

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202011/2.html>

資料 14 自画撮り被害が増加！SNS 上の出会いに要注意！！

【政府インターネットテレビ】

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16428.html>

(連絡先)

こども家庭庁成育局安全対策課

03-6858-0155

警察庁生活安全局人身安全・少年課

03-3581-0141 (内線 3122)

警察庁サイバー警察局サイバー企画課

03-3581-0141 (内線 3432)

消費者庁消費者政策課

03-3507-8800 (内線 2191)

総務省情報流通常行政局情報流通振興課

03-5253-5111 (内線 5743)

法務省人権擁護局人権啓発課

03-3580-4111 (内線 5875)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

03-5253-4111 (内線 2966)

経済産業省商務情報政策局情報経済課

03-3501-1511 (内線 3961)

別紙

令和6年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

1 趣旨・目的

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年がSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等を利用するようになっている。

一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや、不適切な利用により、思いがけず他人のプライバシーを侵害してしまったり、青少年が犯罪の被害者や加害者となってしまったりするケース、SNSを利用した誘い出しにより、青少年が犯罪被害に巻き込まれる事例等、深刻な問題も発生しているところである。

未来を担う青少年が、このようなリスクに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォンやSNS等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっている。

このような認識の下、青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、スマートフォンやSNS等を安全・安心に利用できるよう、青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする時期でもある春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者と保護者、学校等の関係者が連携、協力し、ペアレンタルコントロールの普及促進(フィルタリング、時間管理機能・課金制限機能等のペアレンタルコントロール機能の利用促進や家庭内ルールづくりの促進)及び青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上に重点を置いた啓発活動等の取組を集中的に展開する。

2 実施期間

令和6(2024)年2月～令和6(2024)年5月

3 参加府省庁

こども家庭庁・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省